

**「市税等の賦課・徴収に関する要望決議」  
に係る報告書**

**令和5年8月30日**

**美 祢 市**

# 目 次

1	はじめに .....	1
2	個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤り【総務企画部税務課】	
	(1) 事案の概要 .....	2
	(2) 事案の発生原因 .....	3
	(3) 国民健康保険税等への影響 .....	5
	(4) 事案発生の原因分析と必要な対策 .....	7
3	介護保険料の賦課誤り【市民福祉部市民課】	
	(1) 事案の概要 .....	8
	(2) 事案の発生原因 .....	9
	(3) 事案発生の原因分析と必要な対策 .....	12
4	消滅時効完成後の保育料誤徴収【市民福祉部子育て支援課】	
	(1) 事案の概要 .....	13
	(2) 事案の発生原因 .....	14
	(3) 事案発生の原因分析と必要な対策 .....	16
5	まとめ .....	17
6	参考資料	
	議員提出決議案第1号「市税等の賦課・徴収に関する要望決議」 .....	18

## 1 はじめに

---

令和 5 年第 2 回美祢市議会定例会において、議員提出決議案第 1 号「市税等の賦課・徴収に関する要望決議」が可決された。

この要望決議が提出された経緯は、令和 5 年 2 月 20 日付けで提出された住民監査請求により、消滅時効完成後の保育料を誤って徴収していた事案が判明したことや、同年 6 月に市民からの問い合わせにより、個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りが判明したことなど、不適切な事務処理が頻発し、市政に対する信頼が大きく損なわれたことによるものである。

要望決議においては、市税等の意義を再認識し、定期的な研修や正確かつ迅速な事務処理方法を確立するとともに、組織として市税等の賦課・徴収に取り組むなど、再発防止を図り、信頼回復に努めることとされている。また、安易に徴収権の消滅時効を発生させることがないよう特に留意し、状況に応じて法に基づく滞納処分を執るなど、厳正な債権管理に努めるよう求められている。

については、要望決議において指摘されたような不適切な事務処理事案が発生しないよう、組織をあげて取り組むため、改めて、発生した事実と原因、再発防止策等を取りまとめたので、その内容を報告する。

## 2 個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤り【総務企画部税務課】

### (1) 事案の概要

令和5年6月8日に市内在住の納税義務者から、電話にて個人市県民税についての問い合わせがあった。問い合わせの内容は、当該納税義務者が1年以上前に税務署に確定申告を行ったが、個人市県民税が変更されていないことに対するものであった。

税務署に確定申告を行った場合、その申告内容は、国税連携システムにより各市町に画像データとして送信される仕組みになっており、本市では、送信された画像データを紙に印刷した後、担当者が市の電算システム（課税補助システム及び住民情報システム）に入力することとしていた。電算システムへの入力後は、課税データの処理を行う別の担当者が更正処理を行い、決裁を経て、該当者宛に「税額変更通知」を発送することとなっていた。

当該納税義務者の申告内容は、問い合わせ後、担当者が直ちに確認したところ、市の電算システムに入力がされておらず、個人市県民税の税額が変更されていない状態であることが判明した。

国税連携システムは、現在、税務課市民税班の班長が使用するパソコンにのみインストールされていることから、画像データ印刷は、これまでも班長が担当して行っていた。問い合わせがあったため、班長A（令和5年4月から在籍）は、前任者である班長Bが担当していた期間（令和2年8月から令和5年3月まで）に送信のあった申告書等について調査したところ、市の電算システムに入力されていないデータが、複数件あることを確認した。

確認した結果、未処理データのうち、個人市県民税の税額の更正処理が行われていないものは、以下のとおりであった。

#### ア 賦課漏れ

区分	件数	人数	合計金額	うち賦課権消滅分	
				件数	合計金額
増額のみ	5件	5人	445,600円	1件	29,800円

#### イ 課税誤り

区分	件数	人数	合計金額	うち賦課権消滅分	
				件数	合計金額
増額	79件	58人	6,820,400円	21件	1,620,200円
減額	81件	63人	2,717,557円	4件	97,157円

※令和5年6月28日公表した内容との差異は、一部データを二重計上等していたことが判明したことによるもの。

なお、賦課権消滅分のうち減額については、本来なら地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定では納税義務者に還付することができないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定により、賦課権消滅とならなかった場合に還付する金額の相当額及びこれに係る利息相当額を返還し、納税義務者の不利益を補填する予定としている。

## (2) 事案の発生原因

この事案の発生原因は、今回、未処理であることが判明した期間（令和 2 年 8 月から令和 4 年 12 月まで）、国税連携システムに送信されたデータを印刷し、入力処理をすべき班長 B が、次のとおりその処理を怠っていたことによるものである。

項 目	対象件数 (A)	未処理件数 (B)	うち税額 影響件数	未処理割合 (B/A)
過年度分申告書	319 件	208 件	93 件	65.2%
現年度分申告書	204 件	92 件	19 件	45.1%
法定調書※	56 件	41 件	35 件	73.2%
給与支払報告書等	402 件	81 件	18 件	20.1%
合 計	981 件	422 件	165 件	43.0%

※法定調書 税務署が把握した報酬、賞金及び配当等

処理を怠っていたことに関し、班長 B は、次のように述べている。

- 送信されたデータは、課税額に変更がなかったとしても、全て入力しなくてはならないということは認識していた。
- データ入力中に、急を要する別の業務（電話や窓口対応など）に追われ、その急を要する別の業務が終了した時点で、それまで行っていたデータ入力についても、終了したものと思い込んでいた。
- 机の引出しの中等に、データ入力を終えたものと、そうでないものが整理されていない状態のままであったが、自分としては全て終了したつもりでいた。
- 整理がされていない書類については、次に引き継いだ班長 A が整理してくれればいいと思っていた。
- データ入力は、当然自分がしないといけないと認識していたので、故意に処理を行わなかった訳ではない。

なお、班長 B は、前任者と令和 2 年 7 月 31 日に業務の引継ぎを行っている。その際の引継書には、国税連携システムにより国税庁から国税に係る電子データの提供、課税資料の送信があるため、必要書類を印刷の上、賦課作業に使用する旨の記載があり、班長 B はその業務に係る引継ぎを受けていたが、結果として、対象件数のうち約 4 割が未処理であった。

市税は、市の歳入の根幹をなすものであるため、本来税務課職員は、極めて重要な役割を担うとともに、市民負担の公平性の観点から、地方税法に基づいた適正で公正、公平な業務を行わなくてはならない。

しかしながら、例え故意ではなかったとしても、今回の事案の影響を考慮すると、担当者であった班長Bは、データの処理に細心の注意を払わなければならないところ、杜撰な事務処理を行っており、職務に対する認識が著しく欠如していたと言わざるを得ない。

一方、令和5年4月に、班長Bから業務を引き継いだ班長Aは、引継ぎの際、整理されていない状態の書類について、班長Bにその内容を尋ねたが、全て処理済みであるとの説明を受けている。そのことは、納税義務者からの問い合わせがあるまで今回の事案が発覚しなかった一因であるとも言える。

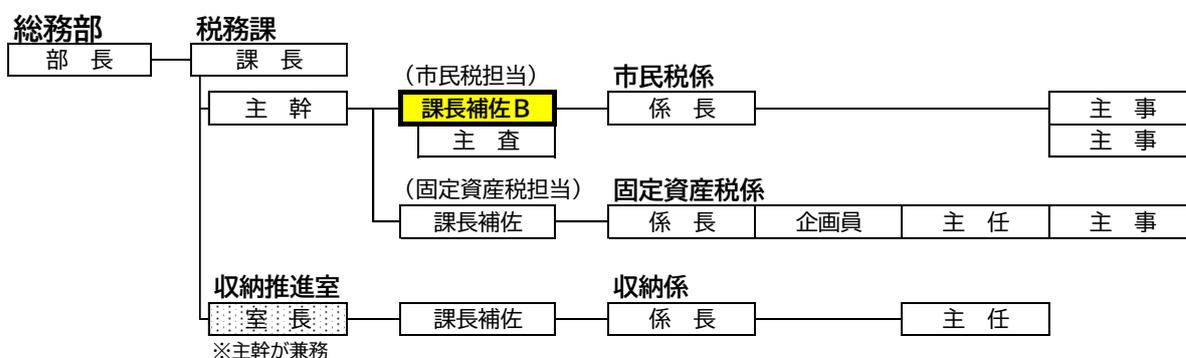
また、班長Bが市民税班に配属されていた当時の税務課長及び市民税班（市民税係）職員に聞き取りを行ったところ、当該業務に関しては班長Bが一連の事務処理を全て一人で行っていたため、班長Bが処理を行っているものと認識していたと全員が答えている。班長Bの税務課在籍期間が長かったことが要因ともいえるが、これは、専決権者である課長を含めた組織としてのチェック体制が機能していなかったことを意味する。

なお、班長Bの税務課在籍期間は、令和5年3月までで通算7年8か月であった。

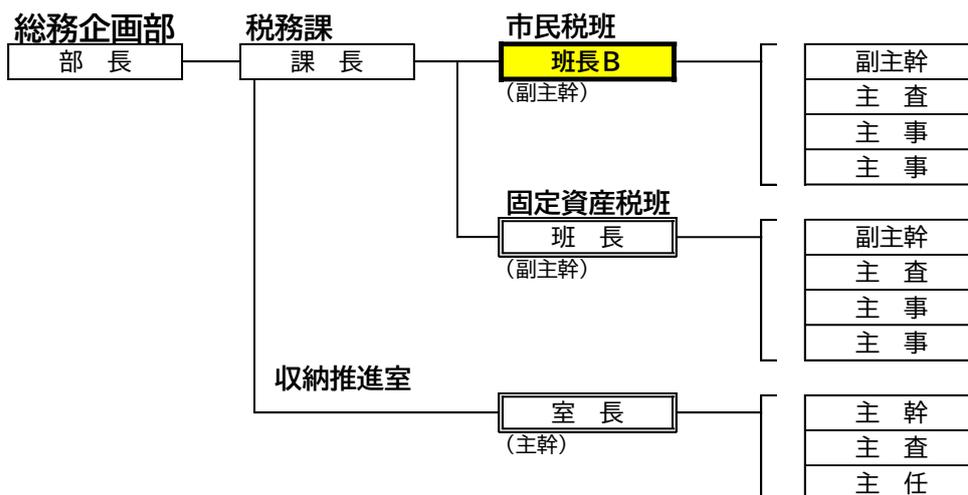
- 平成8年4月から平成13年3月までの5年0か月
- 令和2年8月から令和5年3月までの2年8か月

また、令和2年8月から令和4年12月までの税務課の職員配置は、次のとおりであった。

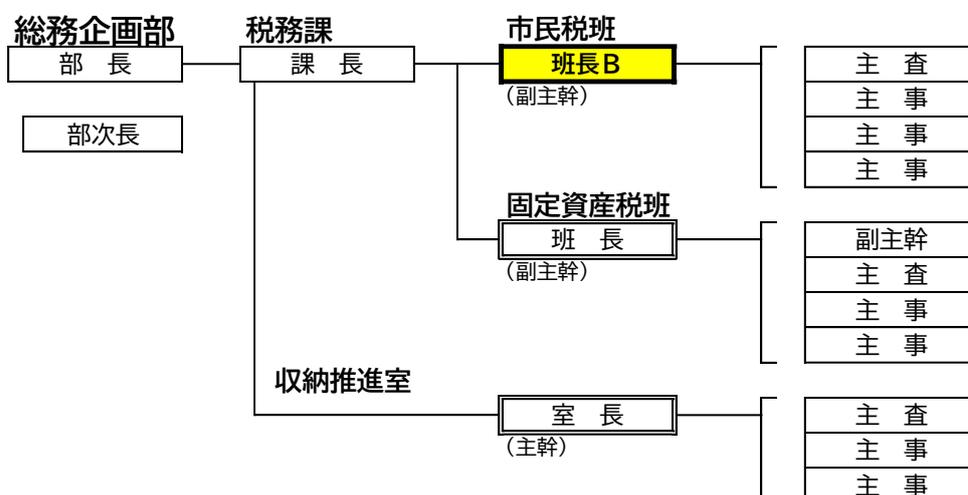
■令和2年度（8月～3月）



■令和3年度



■令和4年度



(3) 国民健康保険税等への影響

個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りにより、所得情報が変更となった場合、その該当者及びその世帯に係る国民健康保険税や介護保険料の額が変更されるばかりか、各種サービスに係る要否の判定に影響するなど、多方面に影響が及ぶ。

今回の事案による影響については、以下のとおりである。

ア 国民健康保険税

区分	件数	人数	合計金額	うち賦課権消滅分	
				件数	合計金額
増額	23件	21人	1,528,000円	7件	226,700円
減額	2件	2人	251,000円	—	—

イ 国民健康保険給付（自己負担割合）

区分	件数	人数	合計金額
過払い	1件	1人	5,692円

ウ 国民健康保険給付（負担限度額）

区分	件数	人数	合計金額
過払い	2件	2人	45,999円

エ 介護保険料

区分	件数	人数	合計金額	うち賦課権消滅分	
				件数	合計金額
増額	11件	10人	294,336円	9件	203,232円
減額	3件	3人	21,900円	1件	7,008円

オ 後期高齢者医療保険料

区分	件数	人数	合計金額	うち賦課権消滅分	
				件数	合計金額
増額	8件	6人	182,276円	6件	154,582円
減額	5件	4人	162,431円	1件	20,627円

カ 後期高齢者医療給付（負担限度額）

区分	件数	人数	合計金額
過払い	1件	1人	429,964円

キ 児童手当

区分	件数	人数	合計金額
過払い	24件	2人	170,000円

ク 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への給付）

区分	件数	人数	合計金額
誤払い	2件	2人	400,000円

#### (4) 事案発生の原因分析と必要な対策

##### ア 職員一人ひとりの職務に対する重要性の再認識

今回の事案発生の原因は、職務の重要性に関し、担当者（班長B）の著しい認識の欠如があったところが大きく、このような杜撰な事務処理はあってはならない。特に、税務課職員は、適正で公正、公平な業務を遂行しなければならないことは言うまでもない。

そのことを徹底するために、朝礼や課内ミーティング等の機会を活用し、法令遵守の重要性、職務の重要性を職員一人ひとりが日常的に認識するよう、また、組織としても身につくよう意識改革に努める。

また、税務課においては、税務職員研修等の積極的な参加や、自らの自己研鑽により、税務課職員としての高い専門性の確保に努める。

なお、担当者（班長B）及び関係職員に対しては、職員分限懲戒審査委員会において審査を行った上、厳正な処分を行った。

##### イ 事務処理の進捗管理とチェック体制の強化

国税連携システムにより市に送られてくる電子データは、ライセンスの問題から班長が使用するパソコンにのみインストールされており、その後の処理も班長がほぼ一人で行っていたため、チェック体制が全く機能していなかった。

今後は、定期的に受信リストを作成し、全件正しくデータ入力されているかを複数人で確認する、一定期間毎に税務課長が部長にその状況を報告するなどの進捗管理を行い、チェック体制の強化を図る。

##### ウ 業務マニュアルの定期的な見直し

各所属においては、個々に業務マニュアルを作成するとともに、職員が人事異動により事務を引き継ぐ際には、引継書を作成している。引継書については、上司の確認を得なければならないが、業務マニュアル及び引継書ともその詳細内容について、課長及び他の班員は把握していなかった。

このため、課長を含め所属の職員が、業務マニュアル及び引継書の内容を共有できる体制を確立するとともに、業務マニュアルについては、定期的にその内容の見直しを図る。

### 3 介護保険料の賦課誤り【市民福祉部市民課】

#### (1) 事案の概要

平成 27 年 4 月 1 日施行の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、介護保険料の賦課決定（更正）ができる期限の規定が新たに設けられた。それは、「保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後においては、することができない」というものである。

#### ○介護保険法（抜粋）

（賦課決定の期間制限）

第 200 条の 2 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とする。）の翌日から起算して 2 年を経過した日以後においては、することができない。

介護保険第 1 号被保険者の保険料の徴収方法は、年金支払機関（日本年金機構等）が天引きして徴収し、市町に納付する「特別徴収」と、口座振替又は納付書で被保険者自ら納付する「普通徴収」の 2 種類がある。

「特別徴収」では、当該年度の最初の年金支払月は 4 月であるが、年金支払機関から市町へ保険料が納付される期限が 5 月 10 日であることから、納期は 5 月 10 日となる。

一方「普通徴収」では、当該年度における最初の保険料の納期は、本市では、美祢市介護保険条例第 5 条において、第 1 期である 7 月 31 日と定めている。

被保険者の所得等が変更となった場合、介護保険料の更正処理を行う必要があるが、平成 27 年の介護保険法改正後は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後は行うことができないため、担当者は、対象者の徴収方法によって納期が異なることを正しく認識し、処理を行う必要があった。

賦課決定（更正）を行う際には、担当者が市の電算システム（住民情報システム）に入力し処理することとなるが、電算システムにおいては、対象者の徴収方法別に賦課決定（更正）の期限を管理する設定になっていない。なお、期限を管理しない設定となっている理由は、賦課決定（更正）の期限に、法令等の規定により特例がある場合を考慮しているからである。

今回の事案については、令和 5 年 5 月 29 日に、下関市及び周南市が介護保険料の賦課誤りについて公表を行ったことから、本市においても同様の誤りがないか確認し、判明したものである。

なお、介護保険料の賦課誤りとなった人数及び金額は、次のとおり。

区分	人数	合計金額
増額更正（過大徴収）	4人	70,080円
減額更正（過大還付）	4人	84,096円

※令和5年6月21日公表した内容との差異は、賦課決定（更正）理由が異なるものの混在が判明したことによるもの。

また、年度ごとの人数については、次のとおりであった。

処理年度	人数
平成29年度	1人
平成30年度	2人
令和元年度	2人
令和2年度	0人
令和3年度	2人
令和4年度	1人
合計	8人

## (2) 事案の発生原因

この事案の発生原因は、介護保険料の賦課決定（更正）の期限について、担当者が保険料の徴収方法によって異なることを、正しく認識していなかったことによるものである。被保険者の所得等が変更となった場合、介護保険料の更正処理を行うこととなるが、その際に、処理を行うことができる期間の根拠となる納期について、「特別徴収」の場合は5月10日となるところ、「普通徴収」と同様7月31日と担当者が誤認し、賦課決定（更正）の処理を行っていたためである。

今回の事案では、平成29年度に1件賦課誤りがあるが、これは、平成27年度分の介護保険料について、平成29年5月11日に賦課決定（更正）を行っていたものである。この対象者は「特別徴収」であるため、本来なら平成29年5月11日以後は行うことができないところ、「普通徴収」の賦課決定（更正）の期限7月31日までと誤認し、処理を行ったものである。

介護保険料の賦課決定（更正）ができる期限は、平成27年4月1日施行の介護保険法の改正により新たに追加されたものであり、法改正の内容については、改正法の公布日である平成26年6月25日付け厚生労働省老健局長名通知により、都道府県を經由し市町に通知されている。

当時の介護保険法の改正は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」において行われたものであり、これは、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築すると

ともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的に制定されたものである。そのため、多くの法改正が行われ、通知には、その内容について個々に記載がされているが、介護保険法の改正については、居宅サービス及び施設サービス等、費用負担、地域支援事業、さらには介護保険事業計画の見直しに係る記載はあるが、賦課決定の期間制限を定めた第200条の2が新たに追加されたことに関しては記載がない。

さらに、「特別徴収」の納期は、特段、これまでの国や県の通知等において、解釈が示されたことはなかった。このため、下関市、周南市のみならず、県内では、山口市、宇部市、下松市、光市において同様の誤った事務処理を行っていた。これは、全国的に同様の事例が見受けられたことから、各市において調査を行い、賦課誤りであったことを本年5月下旬から次々と公表したものである。

担当者の認識不足は否めないものの、このように多くの自治体が同様の納期の誤認を行っていたことから、平成29年度に最初の誤った事務処理を行った担当者Cの行為は、故意又は重大な過失に当たるとは言えない。

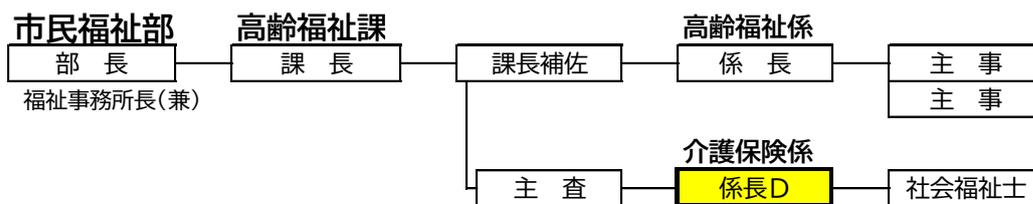
また、今回の事案については、平成29年度以降、担当者Cのほか人事異動により担当者D、Eの計3人が事務処理を行っていたが、それぞれ業務マニュアルや引継書において誤った解釈のまま引き継がれることとなったことから、担当者D、Eについても重大な過失があったとは言えない。

平成29年度からの市民課介護保険班（令和4年3月までは高齢福祉課介護保険班又は介護保険係）の職員配置は、次のとおりであった。

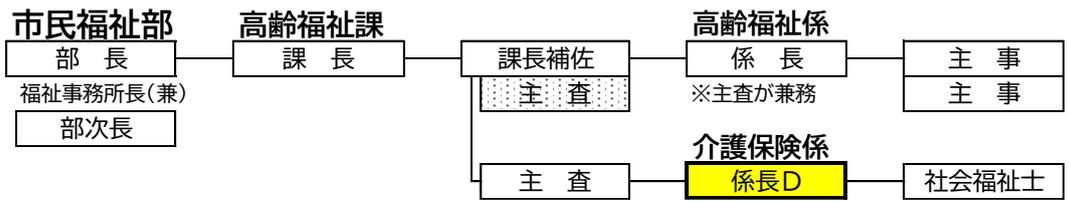
■平成29年度・平成30年度



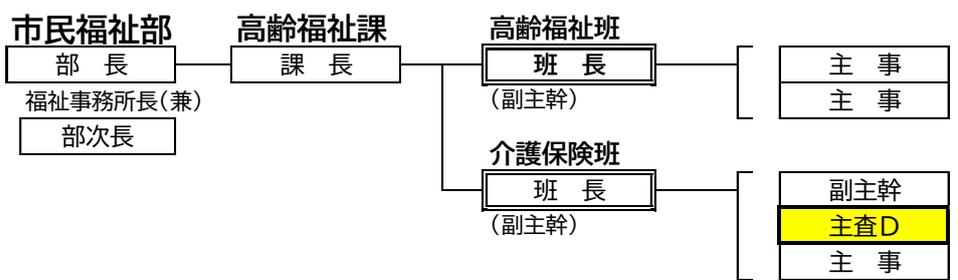
■令和元年度



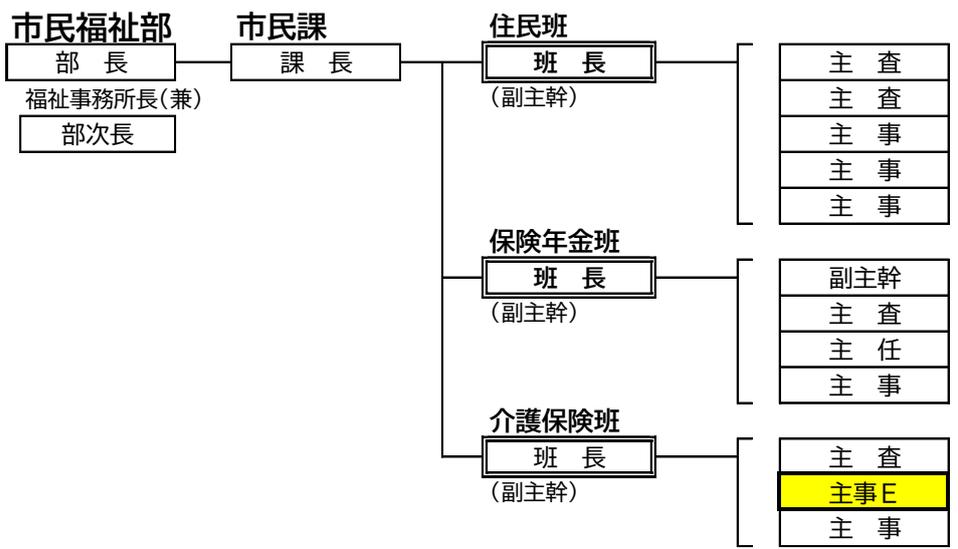
■令和2年度



■令和3年度



■令和4年度



### (3) 事案発生の原因分析と必要な対策

#### ア 法改正の内容の正確な把握

今回の事案発生は、介護保険法が改正された際、国や県などから詳細な情報提供がなかったとは言え、介護保険料の賦課決定の期限について、「特別徴収」と「普通徴収」の納期が同じであると誤認したことが原因である。

今後は、担当者だけでなく組織として、国や県、他自治体との情報共有を積極的に行い、法改正の内容を正確に把握するよう努める。

#### イ 業務マニュアルの定期的な見直し

各所属においては、個々に業務マニュアルを作成するとともに、職員が人事異動により事務を引き継ぐ際には、引継書を作成している。今回の介護保険料の賦課決定の期限に関しては、業務マニュアル及び引継書とも、結果的に、正しい解釈に基づき作成されていなかった。

今後は、正しい解釈に基づく業務マニュアルに改正し、適正な介護保険料の賦課決定（更正）を行うとともに、定期的にマニュアルの内容の精査を行う。

## 4 消滅時効完成後の保育料誤徴収【市民福祉部子育て支援課】

### (1) 事案の概要

保育料の徴収に関しては、令和4年11月14日及び令和5年2月20日に住民監査請求が提出されている。

令和4年11月14日付け監査請求の内容は、令和4年3月31日付けで行った保育料139件、2,068,870円の不納欠損処理について、債権の徴収を怠っていたことにより市に損害を与えたものであり、保育料債権徴収担当職員に対し、消滅時効した保育料債権と同額を市に弁償させるよう請求したものである。

次に、令和5年2月20日付け監査請求の内容は、滞納保育料に係る平成29年10月31日から令和元年5月13日までに収納した126,130円については、消滅時効完成後のため違法に徴収しているものであり、還付加算金を加算し還付すること。また、違法に徴収した保育料126,130円については、担当職員に同額を市に弁償させること。さらに、消滅時効完成後に行った催告に係る郵券料と同額を、同じく担当職員に弁償させるよう請求したものである。

そもそも保育料は公債権であるが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第7項において「地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる」と定められており、強制徴収公債権であることが明記されている。さらに同項では「この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする」と規定されている。

したがって、国税及び地方税を優先させるよう定められているとはいえ、納入義務者が保育料を滞納した場合、市税と同様、納期限経過後に適正な督促を行った上で、催告、滞納処分を行う必要がある。

ところが、本市においては、保育料に滞納が発生した場合、以前から督促を行わずに催告を行っている状況であった。これは、保育料の徴収方法が市税など他の強制徴収公債権とは異なっていることに起因する。

保育料の徴収は、1市2町の合併後、引き続き合併前の1市2町それぞれの徴収方法を踏襲しており、美祢・秋芳地域では納入義務者が保育園に現金を持参した後、園長が金融機関に納付する一方で、美東地域では納入義務者が自ら納付書や口座振替により納付する方法としていた。

美祢・秋芳地域では、園長が定期的にまとめて金融機関に納付していたため、納入義務者が保育園に現金を持参した期日とのタイムラグがあることから、督促を行うことはなかった。これは、市全体で統一する必要があるため、美東地域も同様の取扱いとしていた。

このため、保育料を滞納した納入義務者に対して、納期限経過後に督促状を送付し、催告するという順を追った事務処理を行っていなかったことから、その後の滞納処分

(財産調査や差押え等)が実施できない状況となっていた。

債権の管理は、子育て支援課(地域福祉課地域子育て支援室)職員が市の電算システムにより行っており、定期的に滞納者に催告書を送付し、個別の折衝記録はExcelファイルに保存していた。催告書送付の際は、文書管理システムにより起案し行っていたが、この度の住民監査請求による監査の際には、起案文書原本等は確認できていない。

また、収納対策室と連携し、戸別訪問や電話等による催告を行い、分納による時効の中断や完納に至ったケースもあったが、時効管理の基となる納付誓約書及び分納計画書についても、住民監査請求による監査の際に確認できていない。

さらに、保育料は、市税と同様、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅するため、時効が完成した日の属する年度で不納欠損処理を行わなければならないところ、139件2,068,870円を令和4年3月31日付けで一括して処理を行っていた。

その上、滞納保育料に係る平成29年10月31日から令和元年5月13日までに収納した126,130円については、消滅時効完成後に徴収されたものであり、令和5年2月20日付けの住民監査請求を受け、内容を精査したところ対象者に返還すべきと判明したため、令和5年4月20日に還付加算金5,700円を加算の上、返還した。

令和4年3月31日付けで一括した不納欠損処理の状況は、次のとおり。

消滅時効完成年度	件数	金額
平成28年度	6件	32,400円
平成29年度	43件	688,260円
平成30年度	17件	197,400円
令和元年度	58件	981,480円
令和2年度	15件	169,330円
合計	139件	2,068,870円

## (2) 事案の発生原因

滞納保育料は、対象の園児が通園している場合は保育園が納付相談に応じていたが、園児退園後及び過年度滞納保育料については、子育て支援課(地域福祉課地域子育て支援室)の担当者が滞納者との納付相談に対応していた。ただし、各年度とも、課内の担当者一人のみが行っている状況であった。

このため、滞納保育料に関し、適法に督促を行っていないことや納付誓約書等を適正に保存していなかったこと、また、消滅時効完成後に誤徴収したことなど、一連のこの事案の発生原因は、子育て支援課(地域福祉課地域子育て支援室)担当者の債権管理に関する認識不足によるところが大きいと、組織のチェック体制が不十分であったことも大きな要因であるといえる。

督促に関しては、督促状の送付を行っておらず、これは、保育園と納入義務者との信頼関係を損なわないことを重視するためであったが、その後の滞納処分に影響することを考慮すれば、適切とは言えない。また、催告に関しては、各年度の担当者は前任者からの引継ぎにより、電話や催告書の送付を行っており、また、時効の更新（中断）となる納付誓約書を徴収し、分納又は一部納付に至っているが、納付誓約書等の保存・管理については適切に行われておらず、その点に関しては事務処理が杜撰であったと言わざるを得ない。

滞納処分に関しては、その基本となる督促状の送付がされていなかったため、財産調査や差押え等を行っておらず、適切とは言えない状況であった。さらに、債権の時効管理に関しては、市の電算システムや個別の折衝記録である Excel ファイルで行っていたが、消滅時効完成後も徴収を行っていたことからすると、適切とは言えない。

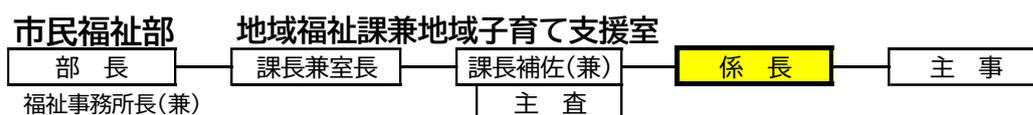
不納欠損処理に関しては、消滅時効が完成した日の属する年度で行わなければならないところ、令和3年度末で一括処理していたので、これも同様に適切とは言えない。

これら適切ではない事務処理について、担当者の債権管理に係る認識が十分であれば回避できたとも言えるが、保育料は、他の債権と比べると滞納件数及び金額とも極端に少なく、また、市税と比べ徴収の優先順位が低いことも重なり、子育て支援課（地域福祉課地域子育て支援室）においては、債権管理に係る認識が深まらないまま事務処理が行われていた。

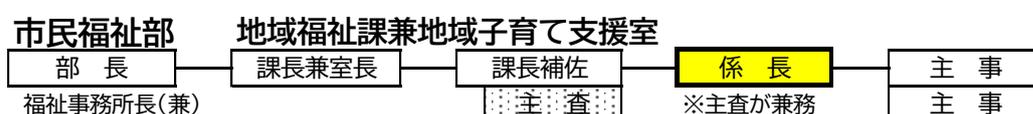
税務課収納推進室（収納対策課）職員であればわずかな注意を払えば結果が予測できたところだが、子育て支援課（地域福祉課地域子育て支援室）の各年度担当者は、前任者から引き継いだ従来の事務処理を単に継続したものであり、また、担当者が一人で事務処理を行うことにより、課内での債権管理に係る情報共有が不足していたことを考慮すると、当該担当者に重大な過失があったとまでは言えない。

なお、消滅時効完成年度に不納欠損処理を行わなかった平成28年度から令和2年度まで並びに消滅時効完成後の誤徴収を行っていた平成30年度及び令和元年度の職員配置は、次のとおり。

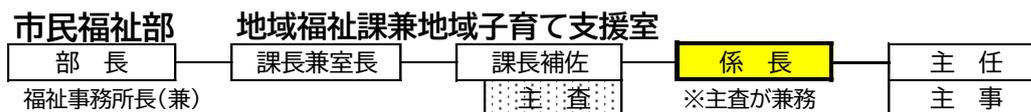
#### ■平成28年度



#### ■平成29年度・平成30年度



## ■令和元年度



## ■令和2年度



### (3) 事案発生の原因分析と必要な対策

#### ア 保育料に係る滞納整理マニュアルの作成

今回の事案については、担当者の認識不足が一因であるが、保育料に係る基本的な債権管理に係るマニュアルが作成されておらず、組織として業務の情報共有がされなかったことによるところが大きい。

このため、「美祿市保育所利用者負担額滞納対策実施要綱」を令和5年3月1日施行で制定し、督促状の送付、文書・電話及び臨戸訪問による催告、配達記録郵便による納付相談実施通知書の通知、納付相談の実施、納付計画書及び分納誓約書を徴収することなどを明文化することにより、課長を含め所属の職員が、債権管理に関し業務の内容を明確に理解できるよう改善を図った。

#### イ 債権管理に関する定期的な職員研修の実施

債権管理に係る事務処理に関しては、子育て支援課職員のみならず、市の職員であるならば基礎的な知識として当然認識しておかなければならないところ、債権管理に携わらない職員は、あまり理解できていなかったことが原因である。

このため、令和5年6月12日に「債権管理マニュアルに関する研修会」を開催し、全所属に対し広く職員の参加を呼びかけ、意識改革を図ったところである。このような研修会は、今後も定期的に行われ、法令遵守の重要性を再認識するとともに、債権管理の意識改革を継続的に図る。

## 5 まとめ

この度、この報告書にまとめたとおり、職員の不適切であり、杜撰とも言える事務処理があったことは、市議会や市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけするとともに、市政に対する信頼を損なうこととなり、職員は自らを厳しく戒めなければなりません。

失った信頼を回復するためには、不適切な、また杜撰な事務処理があった所属は言うまでもなく、他の所属においても他人事では済まらず、組織として大いに反省し、職員が一丸となって再発防止に取り組む必要があります。

失った信頼回復のため、全ての職員が自ら考え、また、当事者意識をもって「**自分事**」として職務を忠実に遂行し続けるほか手立てはなく、今後、職員は日常的に遵法意識の徹底と自らの能力向上に努めます。

そして、市議会における要望決議の意図するところを深く胸に刻み、不適切な事務処理として指摘を受けるような事案が二度と発生しないよう、職務に対して真摯に取り組み、市政に対する信頼回復に向けた努力を積み重ねてまいります。

そのための取組として、次の事項を職員は実践します。

**私たちは、法令を遵守し、誠実で公正、公平に職務を遂行します。**

- 朝礼や課内ミーティング等の機会を活用し、法令遵守の重要性、職務の重要性を日常的に認識するよう努めます。
- 定期的に「債権管理研修」を開催し、職員の意識改革と能力向上に努めます。

**私たちは、「報告」「連絡」「相談」を通じて情報を共有し、組織として課題解決に努めます。**

- 管理職は、自ら率先して組織内の情報の共有を図り、管理監督者としての責任を果たします。
- 担当者だけでなく、組織として業務に関する情報収集を行い、課題解決を図ります。

**私たちは、業務マニュアルを定期的に見直すとともに、確実な事務の引継ぎに努めます。**

- 業務マニュアル及び引継書の内容を組織内で共有し、常に業務改善に取り組みます。
- 今回の事案について職員への周知を行い、事案を風化させないように努めます。

## 6 参考資料

---

### 市税等の賦課・徴収に関する要望決議

市民に納付いただいた市税や料（以下「市税等」という。）は、行政サービスや社会基盤を支えるインフラ整備の財源として活用されるだけでなく、国民健康保険等の社会保障制度の財源として、市民に再び配分されるものです。このため、市税等は納付者の所得や資産等に応じ公平・公正に賦課され、適正に納付されなければなりません。

しかし、令和3年度決算において多額の保育料を不納欠損したことや、徴収権の消滅時効後に誤徴収した件、またこの度、税務署等からの資料に基づき賦課すべき市県民税について、約3年間にわたる課税ミスが市民からの問い合わせで判明しました。この件は地方公務員、とりわけ税務職員として地方自治の根幹をなす市税等に対する認識が欠如しているとともに、組織によるチェック体制のなさを露呈しており、市民の行政に対する信頼を失墜させたものです。

よって市長におかれては、市税等の意義を再認識し、定期的な研修や正確かつ迅速な事務処理方法を確立するとともに、組織として市税等の賦課・徴収に取り組むなど、再発防止を図り、信頼回復に努めるため特段の措置を講じるよう要望します。

また賦課された市税等、すべての市の債権は、適正に納付されなければ行政サービス等の財源として活用することはできません。このため、安易に徴収権の消滅時効を発生させることがないように特に留意し、状況に応じて法に基づく滞納処分を執るなど、厳正な債権管理に努められるよう併せて要望します。

以上、決議する。

令和5年7月5日

美祿市長 篠田 洋 司 様

美祿市議会議長 竹岡 昌 治